

「ユニット型指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(大津市指定 第 2570104964 号)

当事業所はご利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容など、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方を対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用が可能な場合があります。

◆◇目次◇◆

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. 緊急時における対応	11
7. 事故発生の対応	11
8. 非常災害時の対応	12
9. 高齢者虐待防止について	12
10. 身体拘束等について	12
11. 秘密保持と個人情報の保護	12
12. 暴力団員による不正行為の防止	12
13. 苦情の受付について	13

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐生会
- (2) 法人所在地 大津市桐生一丁目26番7号
- (3) 連絡先 077-549-1129
- (4) 代表者名 理事長 伊藤 邦治
- (5) 設立年月 平成16年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定短期入所生活介護事業所
平成30年4月1日指定 大津市 2570104964号
※当事業所は特別養護老人ホーム 夕照たまのうらに併設されています。

(2) 事業所の目的

ユニット型指定短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い、ご利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、ご利用者の心身の機能の維持、並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を計ることを目的としています。

- (3) 事業所の名称 夕照たまのうら ショートステイ

- (4) 事業所の所在地 大津市玉野浦15番1号

- (5) 連絡先 077-548-1022

- (6) 事業所長（管理者）氏名 大塚 葉幸

(7) 当施設の基本理念・運営方針

基本理念「共に笑い、共に楽しみ、共に生きる」

- 運営方針
- ・互いの価値観や多様性を認め、一人ひとりの思いや人格・尊厳を尊重する
 - ・プライバシーが侵害されず、選択肢があり、主体性を発揮して暮らせる
 - ・丁寧な言葉使い、丁寧な対応で安心感のある環境
 - ・地域との接点を大切にし、地域に出かける、地域から来ていただく

- (8) 開設年月日 平成30年4月1日

(9) 事業及び送迎の実施地域

通常の事業及び送迎の実施地域 大津市（膳所・南・南第二・晴嵐・瀬田・瀬田第二地域包括支援センター）・草津市とする。

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年 中 無 休	
受付時間	月～金	9：00 ～ 17：30
	土・日・祝日	9：00 ～ 17：30

(11) 利用定員 10名（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を含む）

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、全室個室となります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室は全室個室	10室	1ユニット
共同生活（食堂含む）	1室	1室
洗面設備	11か所	各居室、脱衣室
便所	3か所	共同生活室に設置
浴室（個浴兼リフト浴）	1室	
浴室（特浴室）	1室	3階の機会浴を使用
医務室	1室	

上記は、大津市条例の基準によりユニット型指定介護福祉施設、ユニット型指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム併設事業所として、大津市条例を満たす人員を配置）

主な職員の配置状況）※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	従事するサービス種類、業務	最低人員基準	R6 年 8 月
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1 名	1 名
事務員	施設会計業務	1 名	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	1 名	1 名
介護職員（看護職員）	介護業務	利用者 3 名に 対し 1 名以上	6 名以上
看護職員（特養と兼務）	心身の健康管理、保健衛生管理	4 名	6 名
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1 名	1 名
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名	1 名
医師	健康管理及び療養上の指導	必要数	1 名

《主な職種の勤務体系》

職 種	勤務体系
介護職員	標準的な時間帯 早出 A：06：00～14：30 早出 B：06：30～15：00 早出 C：07：00～15：30 早出 D：07：30～16：00 日勤 A：08：00～16：30 日勤 B：08：30～17：00 日勤 C：08：45～17：15 日勤 D：09：00～17：30 日勤 E：09：30～18：00 遅出 A：10：00～18：30 遅出 B：10：30～19：00 遅出 C：10：45～19：15 遅出 D：11：00～19：30 遅出 E：11：30～20：00 遅出 F：12：00～20：30

	遅出 G : 12 : 30 ~ 21 : 00 遅出 H : 13 : 00 ~ 21 : 30 遅出 I : 13 : 30 ~ 22 : 00 準夜勤 : 15 : 30 ~ 24 : 00 深夜勤 : 00 : 00 ~ 08 : 30 夜勤 A : 14 : 00 ~ 07 : 00 夜勤 B : 16 : 00 ~ 09 : 00 夜勤 C : 16 : 30 ~ 09 : 30 夜勤 D : 17 : 00 ~ 10 : 00 夜勤 E : 22 : 00 ~ 06 : 30
生活相談員 看護職員 管理栄養士 機能訓練指導員	標準的な時間帯 早出 D : 07 : 30 ~ 16 : 00 日勤 B : 08 : 30 ~ 17 : 00 日勤 D : 09 : 00 ~ 17 : 30 日勤 E : 09 : 30 ~ 18 : 00 遅出 A : 10 : 00 ~ 18 : 30 遅出 B : 10 : 30 ~ 19 : 00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、通常は介護保険負担割合証に記載の割合を負担していただき、その差額が介護保険から給付されます。

〈サービス概要〉

①居室

- ・ユニット型全室個室になっており、個室を提供いたします。

②食事

- ・当事業所では、管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則とします。

(食事時間) 朝食 7:30~9:30 昼食 11:30~13:30 夕食 17:30~19:30

☆食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には

費用負担はありません

③入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方も特殊浴槽を使用して入浴することができます

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体状況に応じた排泄方法により、援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・生活機能の維持または向上をめざして支援いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦送迎

- ・常に安全な運行に努め、送迎時に快適に過ごしていただくことを目的と致します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費及び食事代他をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

《併設型ユニット型短期入所生活介護費 1日利用料金》

1) 介護サービス費	+	2) 食費・居住費	+	3) その他費用	=	4) ご利用料金の目安
------------	---	-----------	---	----------	---	-------------

1) 介護サービス費（一単位当たり 10.55 円 地域区分 5 級地）

以下の自己負担額について、「1割負担の場合」

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
一日基本単位数	704	772	847	918	987
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	22	22	22	22
小計（単位）	744	812	887	958	1027
一日あたり（円）	¥895	¥976	¥1,067	¥1,152	¥1,235

★共通加算項目

加 算 項 目	加算 単位数	自己 負担額	加 算 要 件
夜勤職員配置加算Ⅱ	18/日	19 円	夜勤帯の職員を最低基準+1 名以上配置
サービス提供体制強化加算 Ⅰ	22/日	23 円	介護福祉士の割合が 80%以上の配置
◎介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	14.0%/月	—	介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、 キャリアパス要件や職場環境等要件を満たしている場合

※ ◎の加算項目については、一か月の総介護サービス費にそれぞれの％数を掛けた単位数で算定します。

★各種個別加算について（下記の加算項目は、該当する場合です）

加 算 項 目	加算 単位数	自己 負担額	加 算 要 件
送迎加算	184/日	195 円	片道送迎を行った場合
機能訓練体制加算	12/日	13 円	専従の機能訓練指導員を配置
個別機能訓練加算	56/日	59 円	個別機能訓練計画を作成し、実施及び評価を行った場合
若年性認知症利用者 受入加算	120/日	127 円	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合
療養食加算	8/回	9 円	食事提供が管理栄養士または栄養士によって管理、適切な栄養量や内容の食事提供
短期入所長期利用者提供減算	△30/日	△32 円	連続 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業に入所している場合、短期入所生活介護を受けている利用者に対して減算

2) 食費・居住費（別表―1）

負担段階	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	日額合計	備考	
第1段階	¥300	¥880	¥1,180	市民税 非課税 世帯	※老齢福祉年金・生活保護受給者
第2段階	¥600	¥880	¥1,480		※課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額の合計が年額80万円以下の方
第3段階	①¥1,000 ②¥1,300	¥1,370	① ¥2,370 ② ¥2,670		※第1・第2段階以外の方で ①年金収入80万円超120万円以下の方 ②年金収入120万円超の方
第4段階	¥1,740	¥3,000	¥4,740	※上記以外の方（市民税課税世帯の方）	

※食費及び居住費における第1～第4段階については、「介護保険負担限度額認定」の結果において算出されます。介護保険負担限度額認定については、市町村の介護保険課への申請が必要です。認定が下りない場合は、すべて第4段階でのご負担となります。

負担限度額制度を利用するには、下記の2つの要件を満たす必要があります。

所得要件…世帯の全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市民税非課税

資産要件…預貯金が、単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下

※日々のおむつ代、日常的な衣類の洗濯に係る費用につきましては、介護サービス費に含まれます。

※ご利用者の状態及び職員の配置状況等により、加算対象及び費用負担が変わる場合があります。

☆上記料金以外に、滞在費・食事代他（先述）の料金がかかります。

☆上記金額についてあくまでも目安となり、実際の請求金額とは異なる場合がございます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証」を持っているご利用者は負担額が軽減されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆介護保険サービスは非課税になっています。

☆上記の料金表や他介護保険自己負担分について、保険単位数1単位当たりの単価が、

10,555円となっているため、切り上げ・切捨ての関係より、若干前後する事があります。

ご了承下さい。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

- ・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。(可能な範囲・酒を含みます)

利用料金：要した費用の実費

- ・おやつ代 1日あたり 150円

②滞在費

料金：1日あたり 3,000円

☆市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」を持っているご利用者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、滞在費・食事代が軽減されます((5 (1) 2) 参照)

③理美容代

短期入所生活介護利用中の理美容を希望される方は、その実費が必要となります。

④電化製品使用料

居室に設置済みTVを使用される場合、1日当たり40円その他、持ち込みの電化製品1点につき、1日あたり40円をご負担いただきます。

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合に実費(複写物1枚につき、10円)をご負担いただきます。

⑥その他

上記の他に、レクリエーション費用、買い物サービス費用などは自己負担になり、また、短期入所生活介護において、利用者が負担すべきが適当とされるものについての費用は、実費負担といたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア) 窓口での現金払い

イ) 金融機関口座からの自動引き落とし(滋賀銀行：20日 その他銀行・JA：27日)

ウ) 下記指定口座への振り込み(滋賀銀行 草津支店 普通預金 407676)

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、ユニット型指定短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

6. 緊急時における対応（別表1）

ご利用者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

7. 事故発生時の対応（別表2）

事故発生時には速やかに事故にあったご利用者の家族、市町村及び居宅介護支援事業所等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じて、賠償すべき事故が発生した時は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害時の対応

非常災害に備えて消防計画・風水害・地震などの自然災害に対処する計画を作成し、防火管理者や防災管理者を定め避難救出、その他必要な訓練を実施します。

また、非常災害の発生の際に本事業を継続できるよう他の社会福祉施設などとの連携及び協力体制を構築するよう努めます。

9. 高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護や虐待防止のために従業者に対し研修会などを開催し、従業者の資質向上を図るとともに、その責任体制を明確にした事業所となるよう努めます。

10. 身体拘束等について

当施設では、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う）を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等行う際、次の手続きにより行います。

- （1）身体拘束廃止委員会を設置する。
- （2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- （3）利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する

11. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）

当事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者という」）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

12. 暴力団員による不正行為の防止

事業所の運営法人の役員及び本事業所の管理者や従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を言う）であってはならないものとし、その事業運営においては、暴力団員の支配を受けないものとします。

13. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

苦情または相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。苦情担当受付者は把握した状況を苦情受付責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

当事業所における苦情や相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

生活相談員） 橋本 匠

受付時間 月曜日～日曜日 9：00～17：30

受付連絡先 077-548-1022

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付、各階に設置しています。

○苦情受付責任者

施設長） 大塚 葉幸

○苦情解決責任者

施設長） 大塚 葉幸

（２）法人の第三者委員による苦情の受付

当法人における苦情や相談は以下の相談窓口で受け付けます。

○第三者委員

山本 修 氏 077-549-0808

森本 清美氏 077-549-1383

※間違い電話等のないようにお気をつけてください。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

相談窓口名	連絡先	備考
滋賀県運営適正化委員会	0 7 7 - 5 6 7 - 4 1 0 7	
滋賀県国民健康保険団体連合会	0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 5	
大津市介護保険課	0 7 7 - 5 2 8 - 2 7 5 3	
草津市介護保険課	0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 6 9	

令和 年 月 日

ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人名	社会福祉法人 桐生会
	法人所在地	滋賀県大津市桐生一丁目 26 番 7 号
	代表者名	理事長 伊 藤 邦 治
事業所名	事業所名	夕照たまのうら ショートステイ
	事業所所在地	滋賀県大津市玉野浦 15 番 1 号
	管理者名	施設長 大 塚 葉 幸 印
	説明者職氏名	相談員

ユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

本人	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	本人に代わり重要事項についての説明を受け同意した。 印

※この重要事項説明書は、大津市条例の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

《重要事項説明書付属文書》

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート壁構造 地上4階、別館（地上3階）
- (2) 建物の延べ床面積 4,285.71㎡
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設しています

- [介護老人福祉施設] 平成30年4月1日指定 大津市2570104964号 定員60名
別館 令和6年1月6日指定 定員30名
 - [介護予防短期入所生活介護] 平成30年4月1日指定 大津市2570104964号 定員10名
- 介護老人福祉施設と一体的に事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が該当定員を超えない範囲で実施する。

(4) 事業所の周辺環境

夕照たまのうらは、琵琶湖の湖岸道路が近くに通っており、住宅地の中に位置しています。
近隣には24時間スーパーや病院があり安心して生活できる環境です。

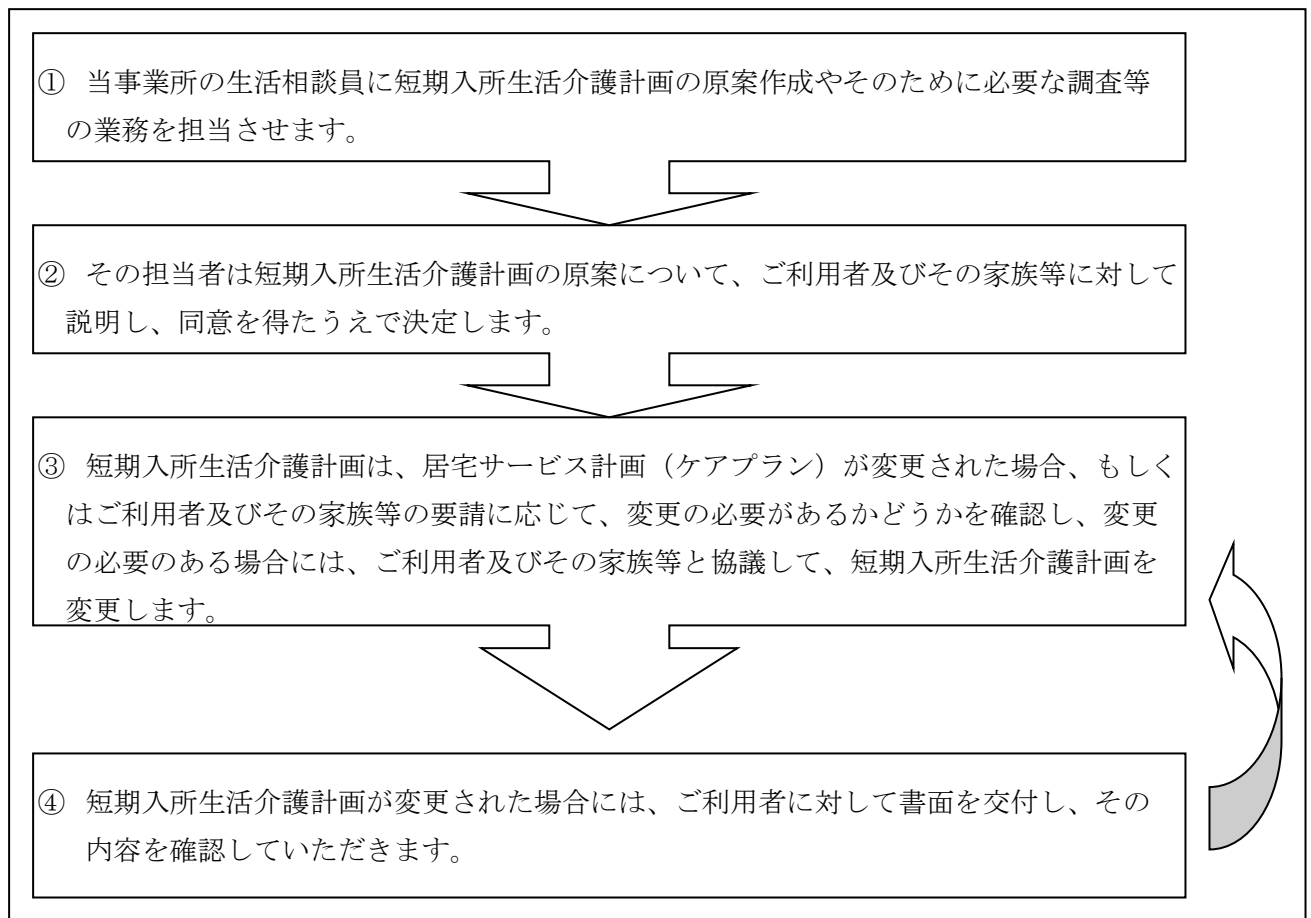
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名以上の介護職員（看護職員も含めて）を配置しています。
- 生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活相談員を配置しています。（介護老人福祉施設と兼務）
- 看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います、日常生活上の介護、介助等も行います。
4名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 医師・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
必要数の医師を配置しています。
- 管理栄養士・・・栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
1.8名の管理栄養士を配置しています。

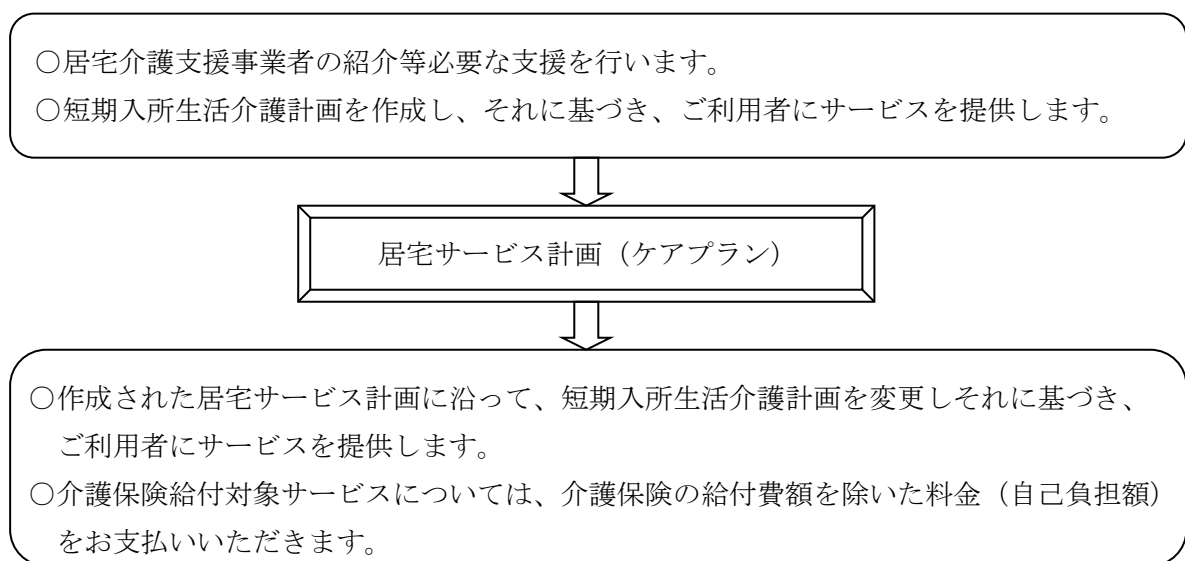
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

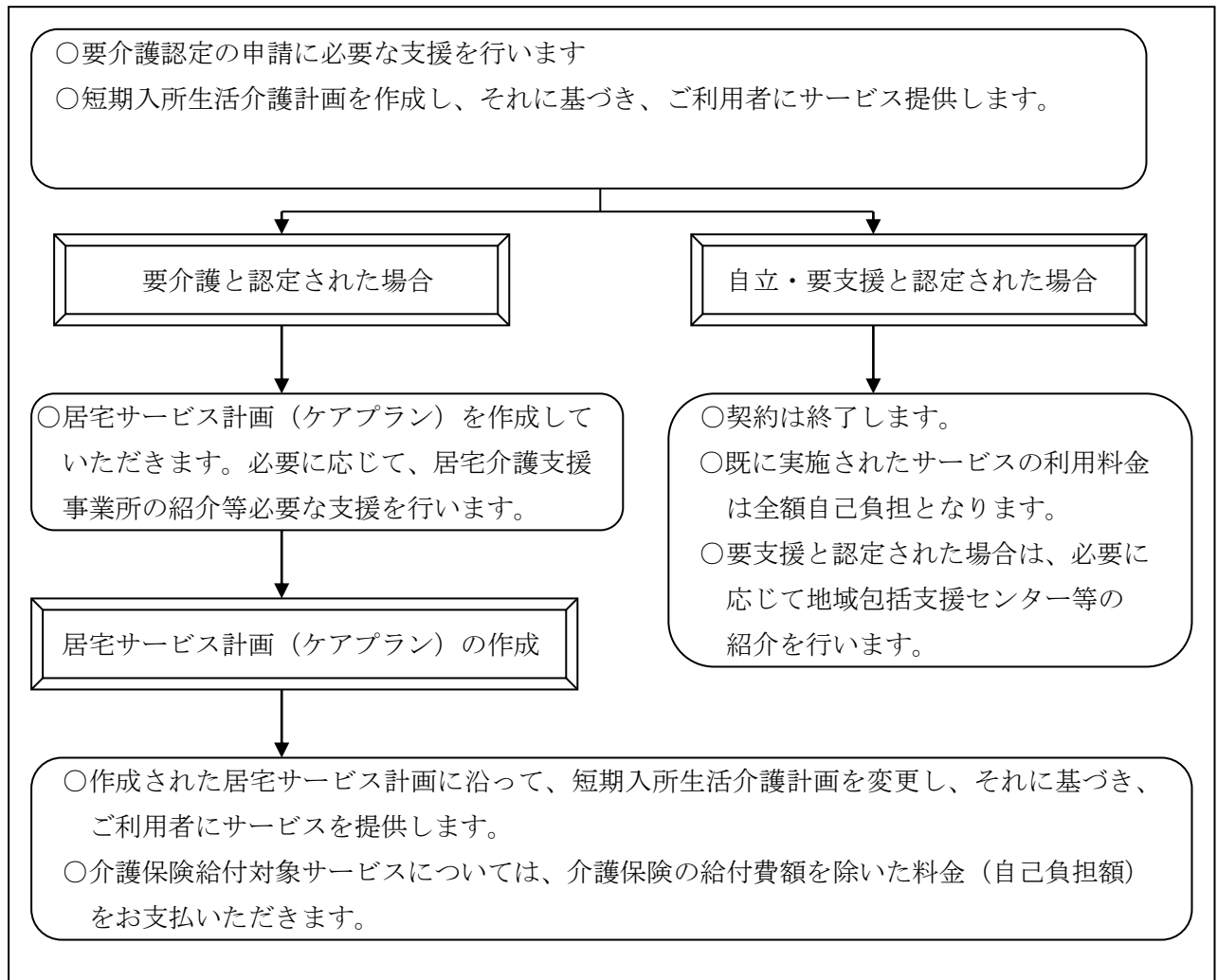


（２）ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）貴重品の管理

原則として、貴重品の管理は行いません。ご契約者または身元引受人で行っていただきます。万が一紛失されましても責任は負いかねます。

（２）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）禁煙

○施設内は、全スペース禁煙となっておりますので、ご協力ください。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療の義務づけるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	淡海医療センター
所在地	草津市矢橋町 1 6 2 9 - 5
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、泌尿器科他

医療機関の名称	滋賀病院
所在地	大津市富士見台 1 6 - 1
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、泌尿器科、総合診療科他

医療機関の名称	近江草津徳洲会病院
所在地	草津市東矢倉 3-3 4-5 2
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、泌尿器科他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小金沢歯科診療所
所在地	大津市大石東 4 丁目 5 - 6

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合

⑦事業者から契約解除を申し出た場合

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者及び身元引受人並びにご入居者の親族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

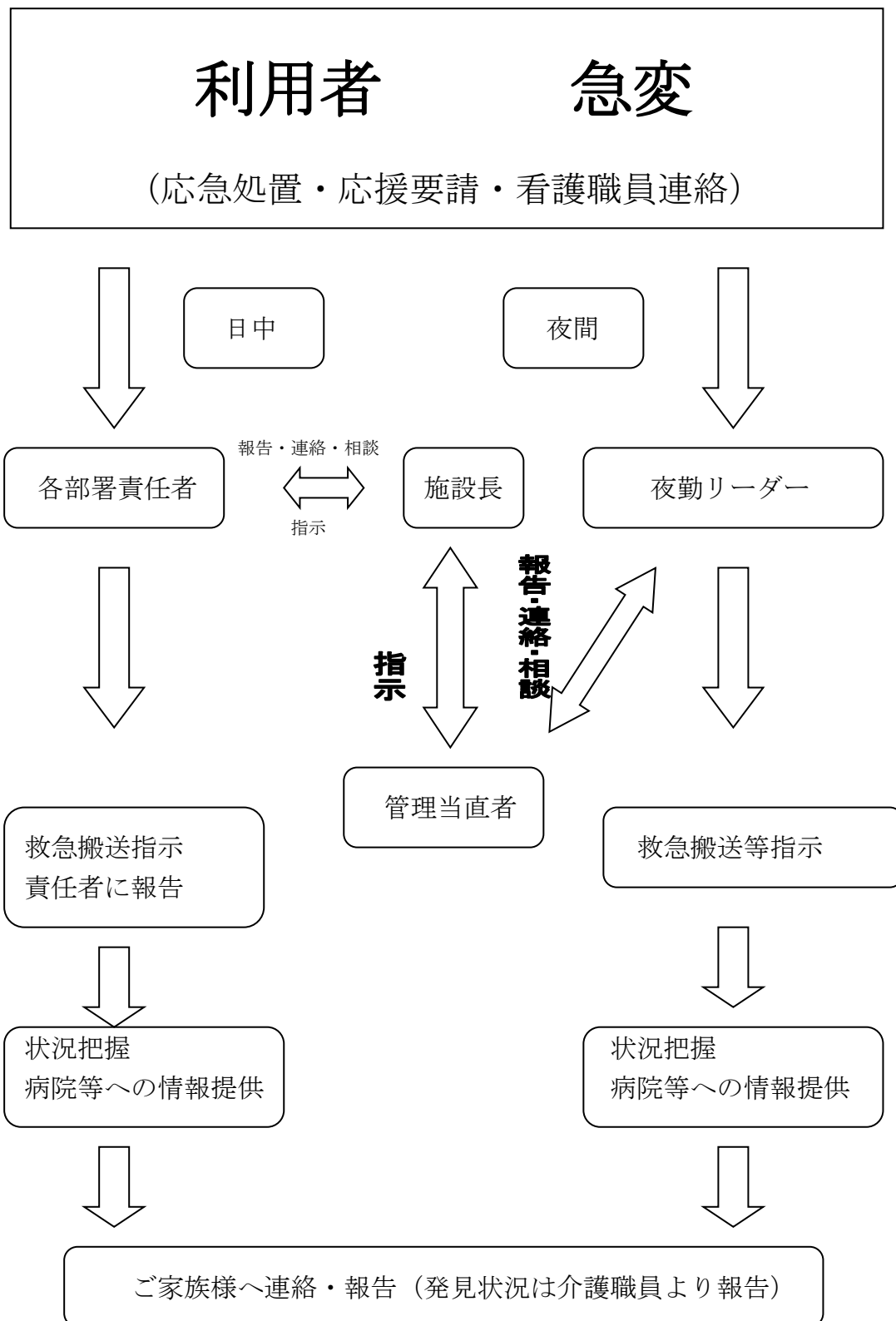
(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(別 表 1)

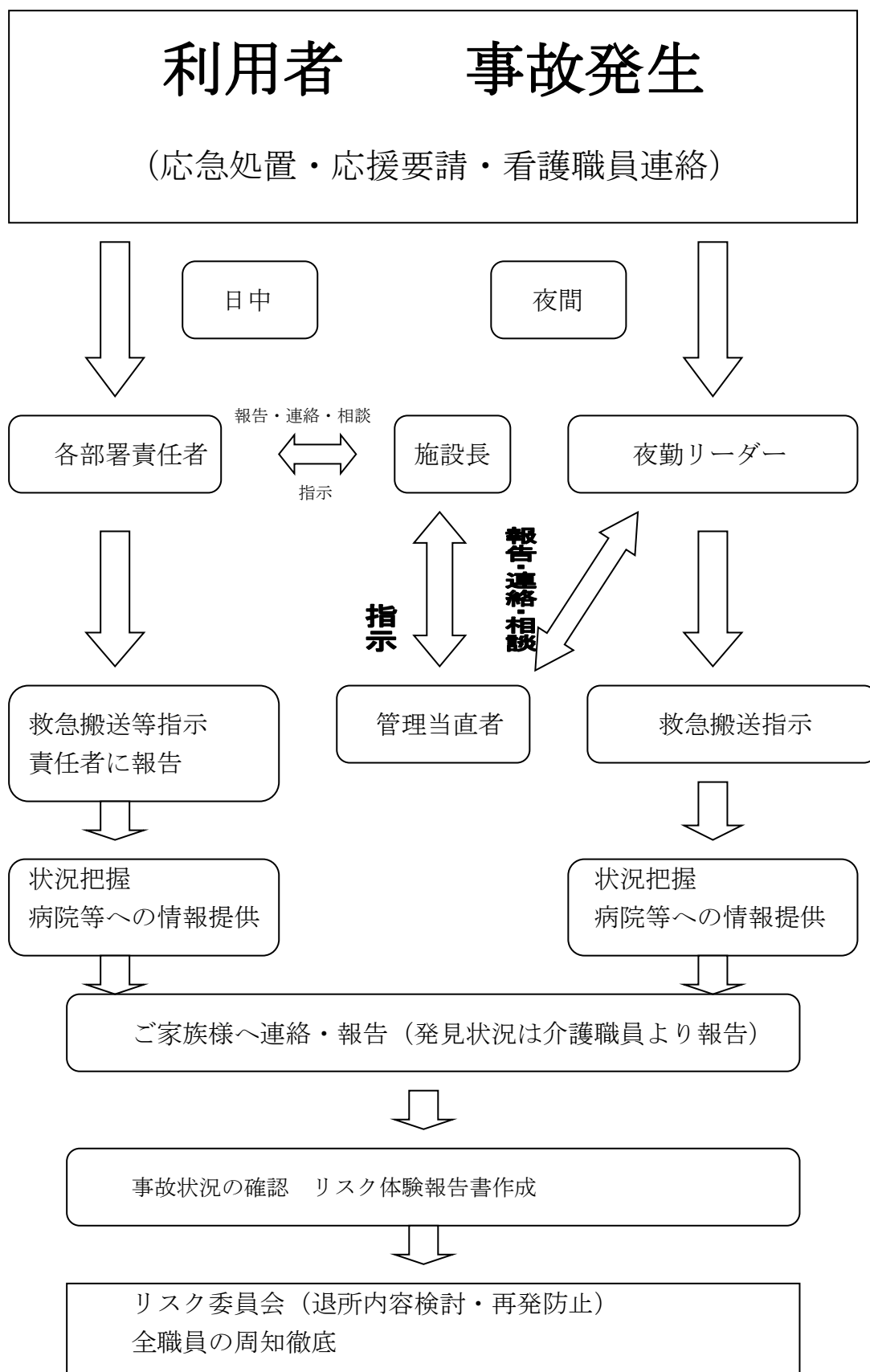
夕照たまのうら ショートステイ

緊急時（急変時）の連絡・報告体制



(別 表 2)

事故時の連絡・報告体制



(別表 5－1)

夕照たまのうら ショートステイ

苦情・相談連絡体制

